



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 高島 浩  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第111回 契約書で定めておくべき「リスク分担」

### 1 問題の所在

今般の新型コロナウイルスの感染拡大によりサプライチェーンが寸断され、海外から部品が届かず、国内メーカーも次々に操業停止を余儀なくされました。休業要請を受けて中止されたイベントを巡っては、チケットの払戻しの要否が問題となりました。

もし、以下のような新型コロナウイルスの影響により納期遅れが生じたとき、取引先の損害を賠償しなければならないのでしょうか。

- ①仕入先の工場が操業を停止して部品を調達できないとき。
- ②従業員が感染したため事業場を閉鎖したとき。
- ③都道府県知事から営業自粛要請を受けて休業するとき。

### 2 債務不履行責任について

通常、商取引における契約書には「地震、津波等の天災その他の不可抗力により債務の履行が遅延し又は不能となった場合、債務者は責任を負わない」という免責条項が存在しますが、「疫病の流行」を明示的に含めている契約書は少ないと思います。

この点、不可抗力とは「外部から生じた原因であり、かつ防止のために相当の注意をしても防止できない事由」を意味しますので、仕入先の工場が操業を停止した場合（設例①）には、免責されることが多いと考えます。ただし、新型コロナウイルスの感染が拡大している現時点で締結する契約においては、調達に支障が生じ得ることは予見できますので、不可抗力とはみなされない（複数の調達ルートを確認しておくべきだったと判断される）可

能性があります。

一方で、従業員が感染し、事業場を閉鎖したため納期に間に合わなくなったとき（設例②）には、感染防止のためにどこまで注意を払っていたかがケース・バイ・ケースで判断されるため、必ず免責されるわけではありません。

強制力のない自粛要請を受けて休業する場合（設例③）はさらに難しい問題です。一般的には感染拡大を防止するための行動が優先されるべきと考えますが（したがって不可抗力にあたる）、納期遅れにより取引の相手方が被る損害が甚大であるような場合には、債務不履行責任を負わざるを得ない可能性も残ります。

### 3 契約書の定め方

現在では新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動に支障が生じる事態は十分に予見可能です。このため、これから締結する契約書には、何が不可抗力にあたるかを含めリスクの分担を明記しておくべきです。

商品やサービスを提供する当事者にとっては、例えば「地震、津波等の天災、主要な交通網の途絶、疫病の流行、国又は官公署による命令又は要請（強制力の有無を問わない）その他の不可抗力により債務の履行が遅延し又は不能となった場合、債務者は責任を負わない」などと規定しておけば、免責される余地が広がることになります。

一方で、商品やサービスの提供を受ける当事者にとっては、予見できるリスクや強制力のない要請については不可抗力から除外し、協議事項としておくことで、相手方が免責される余地を狭めておくことも可能です。